第6章

都市づくりの実現化方策

- 1. 都市づくりの実現に向けた基本方針
- 2. 多様な主体との連携・協働
- 3. 適切な都市づくり手法の選択
- 4. 計画のマネジメント

第6章 都市づくりの実現化方策

1 都市づくりの実現に向けた基本方針

これからの都市づくりは、本計画の将来像でもある「人・自然・文化が奏でる暮らし 夢広がる幸せ 実感のまち 横芝光」の実現に向けて、本計画で掲げた各種方針をはじめ、産業や医療・福祉など、都 市づくりに係る多様な分野との相互連携を図りながら、具体的な施策・事業に取り組んでいくことにな ります。

都市計画分野の基本方針となる本計画においては、以下に示す3つの基本方針に基づいて、計画で位置づけた方針の具体的な展開を図り、SDGsの理念に沿った"持続可能性"を確保した都市づくりの実現を目指します。

基本方針 1

多様な主体との連携・協働



■ 成田空港の更なる機能強化など町のポテンシャルを活かした魅力ある都市づくりや、地域の特性・課題を踏まえたより暮らしやすい都市づくりを進めていくために、「住民」、「事業者」、「行政」などの多様な主体で将来像を共有し、その実現に向けて様々な場面で連携・協働しながら都市づくりに取り組みます。

基本方針 2

適切な都市づくり手法の選択



■ 都市計画分野から本町が目指す将来像の実現を支えるため、都市計画制度をはじめとした 多様な手法を適切に選択・活用するとともに、関連する個別計画等との連携を図りながら、 効果的・効率的な都市づくりに取り組みます。

基本方針 3

計画のマネジメント

■ 本計画で掲げた各種方針を着実に実施・展開できるように、計画的・段階的な進行管理や、 社会経済情勢の変化に応じた柔軟な見直しなど、計画のマネジメントを行いながら、計画の 実効性と質の確保に取り組みます。

2 多様な主体との連携・協働

(1) 住民の役割

自分たちの暮らしの場である都市を、より安全・安心で快適なものにしていくためには、都市づくりの主役となる住民自らが、町が目指す将来像を共有したうえで、行政が進める様々な取組に対する理解を深めながら、より主体的かつ積極的に都市づくり活動に取り組んでいくことが重要となります。

特に、人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化を受けて、より効果的・効率的な行財政運営が求められる今日においては、行政や事業者が継続的に取り組むことが難しい分野や取組については、住民や自治会、NPO などが、それぞれの立場や専門性を活かしながら、よりよい都市づくりに向けた活動をけん引していくことが期待されます。

(2) 事業者の役割

町内で事業を行う企業や交通事業者については、自らが都市の受益者であるとともに、持続可能な都市づくりを担う一員であることを認識し、日常の事業活動を通じて、本町や周辺地域の活性化に継続的に貢献していくことが重要となります。

また、町が目指す将来像を共有したうえで、住民や行政が進める都市づくり活動に積極的に参加・協力するとともに、各事業者の特性や独自性を活かしながら、より主体的な都市づくり活動をけん引していくことが期待されます。

(3) 行政の役割

行政は、本計画で掲げた将来像に実現に向けて、安定した行財政運営の下で、効果的・効率的な都市づくりに取り組み、適切な都市計画制度の運用や道路・公園のハード整備など、都市づくりの基礎となる施策を着実に進めていく役割と責務を担っています。

また、住民や事業者など、多様な主体との連携・協働に基づく都市づくりをとりまとめる旗振り役として、都市づくりに係る情報提供や意識啓発などに積極的に取り組み、各主体が将来にわたって持続的に都市づくり活動に取り組むことができる支援・育成体制の構築に努めます。

3 適切な都市づくり手法の選択

(1) 最適な都市づくり手法の選択・活用

本計画で位置づけた各種方針を具体化し、将来像の実現を進めていくためには、都市計画法に基づく 各種制度や都市計画事業の実施、まちづくり条例などによる町独自の規制・誘導方策など、多様な都市 づくり手法の中から最適なものを、その役割や特性に応じて適切に選択し、活用していくことが求められます。

特に、本町においては、成田空港の更なる機能強化に伴い航空機騒音障害防止地区に含まれることとなったエリアでの用途地域の変更や、都市拠点周辺など利便性の高い市街地に近接する農地を対象とした用途地域の新規指定、IC 周辺の拠点整備に向けた市街地開発事業の導入などが想定されることから、都市計画制度の活用に向けた調査・検討を進め、目指すべき都市づくりの実現に取り組みます。

また、都市計画道路事業についても、引き続き都市計画決定されている路線の計画的な整備に向けた取組を進めます。

■ 多様な都市づくりの手法

区分			主な手法
規制・誘導手法		県	☑ (線引き制度) ※本町では指定なし
	法に基づく 規制・誘導手法	町	【地域地区】 ☑ 用途地域、特別用途地区、防火地域・準防火地域 など【その他】☑ 地区計画、特定用途制限地域、建築協定 など
	町独自に定める 規制・誘導手法		☑ まちづくり条例、景観条例 など
	住民・事業者等による 自主的なまちづくりのルール		☑ エリアマネジメント、任意協定 など※都市計画提案制度の活用により、法に基づく規制・誘導手法として都市計画決定される場合もある。
都市計画事業			☑ 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路事業、公園・緑地事業、下水道事業 など

(2) 関連計画との連携

本計画は本町の都市計画に関する基本的な方針を示す計画であり、個別の施策・事業の実施計画とは 性格が異なります。多様な都市計画手法を活用・展開していくためにも、本計画に基づく関連計画の策 定について、庁内の所管課とも連携しながら検討します。

また、コンパクト・プラス・ネットワークによる都市づくりを推進するための実行計画であり、本計画の高度化版としても位置づけられる「立地適正化計画」については、本町における策定の必要性を検証したうえで、必要に応じて策定に取り組みます。

4 計画のマネジメント

(1)計画の進行管理

本町のまちづくりは、本計画で掲げた各種方針に基づいて、様々な制度・事業等を活用・展開しながら、その優先度や緊急性、地域住民や関係機関との合意形成の進捗状況等を勘案したうえで、計画的・段階的に進めていくことになります。

計画の実効性を高めるためには、本計画に基づく各施策・事業の進捗状況を把握しながら、適切な進行管理を図っていくことが重要です。本町においても、計画を実行に移し、その効果を点検・評価し、必要に応じて改善しながら次の計画につなげていく「PDCA サイクル」による計画の進行管理に取り組みます。

進行管理にあたっては、本計画を所管する都市建設課において、年に1度本計画で位置づけた施策・ 事業の進捗状況(アウトプット)について点検・評価を行うとともに、町で定期的に実施している住民 意向調査の満足度などから、都市づくりに係る取組の成果・効果(アウトカム)についても点検・評価 し、その結果を踏まえて計画の見直し・改善を検討していくこととします。

■ PDCA サイクルのイメージ



(2) 都市計画マスタープランの柔軟な見直し

本計画は、概ね 20 年後を見据えた長期的な計画となりますが、PDCA サイクルによる定期的な計画の進行管理に基づく見直し以外にも、本町を取り巻く状況の変化や大規模プロジェクトの発足、関係法令の改正や上位関連計画の見直しなど、計画期間内において社会経済情勢の著しい変化が生じた場合には、状況に応じて計画の柔軟な見直しを行うものとします。